**平成２３年（フ）第２３４号**
広島市南区青崎２丁目19番１―238号
破産者　長島芙三子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第３５２２号**
鹿児島県霧島市国分清水４丁目24番15号、開始決定時の住所大阪府門真市野里町10番４―1306号
破産者　戸越　智子
1　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
2　一般調査期日　平成24年12月20日午後３時
平成24年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１２５０号**
大阪市旭区千林２丁目16番８―302号、開始決定時の住所大阪市旭区千林２丁目16番８―407号
破産者　山崎　一文
1　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後３時30分
平成24年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７４７号**
堺市南区茶山台２丁２番２―104号、前住所兵庫県西宮市結善町６番25―202号
破産者　仲宗根弘晋
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午前10時30分
平成24年10月22日
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２０２号**
宮崎県宮崎市大字大瀬町3741番地７
破産者　尾﨑　宗春
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成25年１月８日午後２時
平成24年10月22日　宮崎地方裁判所破産係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第３４９号**
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目30番１号
破産者　マルトミ工業株式会社
異議申述期間　平成24年12月25日まで
平成24年10月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

## 特別清算開始

**平成２４年（ヒ）第２０６３号**
東京都文京区小石川２丁目５番７号
清算株式会社　株式会社インディーヴ
代表清算人　山口　修司
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 監 督 命 令

**平成２４年（再）第７号**
茨城県龍ケ崎市野原町78番地
再生債務者　布川交通有限会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区中央４丁目16番１号建設会館ビル１階　プライム法律事務所　弁護士　土屋　孝伸
平成24年10月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（再）第９７号**
東京都新宿区新小川町８番30号山京ビル
再生債務者　株式会社アカデミア
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区平河町１―９―３京商ビル５階　ホープ法律事務所　弁護士　楯　香津美
平成24年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再）第９８号**
東京都新宿区新小川町８番30号山京ビル
再生債務者　有限会社アネット
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区平河町１―９―３京商ビル５階　ホープ法律事務所　弁護士　楯　香津美
平成24年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続開始

**平成２４年（再）第９６号**
東京都昭島市郷地町２丁目36番８号
再生債務者　植木鋼管株式会社
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月７日から平成25年１月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 再生債権の特別調査期間

**平成２４年（再）第２０号**
群馬県高崎市高浜町1062番地
再生債務者　ミヤマ畜産農業協同組合
特別調査期間　平成24年12月13日から平成24年12月14日まで
平成24年10月17日
東京地方裁判所民事第20部

## 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

**平成２４年（再）第６７号**
横浜市金沢区鳥浜町13番地10
再生債務者　菱相自動車工業株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式の全て（200株）
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、下記５以降の規定に従い最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
3　減少する資本金の額　金1000万円（資本金の額全て）
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、下記５以降の規定に従い最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
5　募集株式の数　1000株
6　募集株式の払込金額　１株当たり金５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から２か月以内
8　増加する資本金の額　金5000万円
平成24年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再）第７４号**
東京都中央区八丁堀１丁目５番１号
再生債務者　株式会社長倉
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式全部1140株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画案の認可決定が確定した後において募集株式の払込期日に払込があったとき
3　減少する資本金の額　金7400万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画案の認可決定が確定した後において募集株式の払込期日に払込があったとき
5　募集株式の数　普通株式100株
6　募集株式の払込金額　１株あたり1000円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定の日から３か月以内で取締役会によって定める日
8　増加する資本金の額　金10万円
平成24年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

## 決議に付する決定及び債権者集会招集

**平成２４年（再）第１号**
福島県郡山市久留米６丁目85番地の４
再生債務者　栗原　久典
1　決議に付する計画案　平成24年９月13日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月６日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年11月29日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月29日
平成24年10月22日　福島地方裁判所郡山支部